

新商品 **Total assist** 住まいの保険は、ここが変わりました!

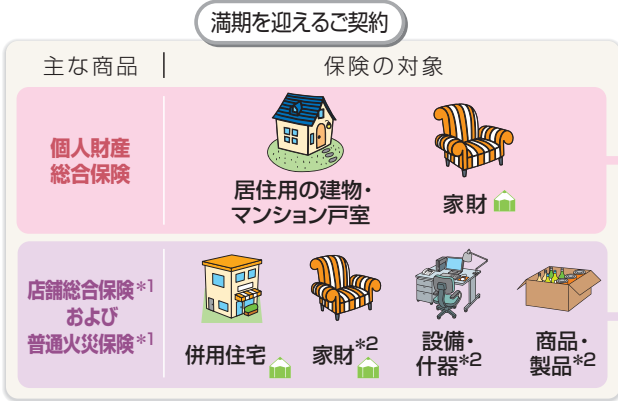
更新申込書の「おすすめプラン」「前契約同等プラン」には、新商品「トータルアシスト住まいの保険」をご案内させていただいております。つきましては、「トータルアシスト住まいの保険」の主なポイントを記載いたしましたので、ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。ご不明な点は、代理店または東京海上日動(以下、「弊社」といひます。)までお問い合わせください。

〈マークのご説明〉

❗ 特にご注意くださいポイントです。用語解説 用語の解説をご参照ください。

1 商品ラインナップの簡素化

従来、弊社では、「個人財産総合保険」をはじめとして多くの種類の火災保険を販売して参りましたが、お客様にとって「分かりやすい商品」をご提供する観点から、下記のとおり商品ラインナップを変更しました。



更新後のご契約

Total assist 住まいの保険

- *1 店舗総合保険および普通火災保険は、事業用の物件を対象とした火災保険です。
- *2 併用住宅に収容されている場合に限り、「トータルアシスト住まいの保険」に更新いただくことができます。
- ❗ マンションの共用部分を一括でお引受けしているご契約は、「新マンション総合保険」で更新してください。(「トータルアシスト住まいの保険」でお引受けすることはできません。)
- ❗ 「トータルアシスト住まいの保険」には、積立型のご用意はありません。

2 構造級別の簡素化

簡素化の背景

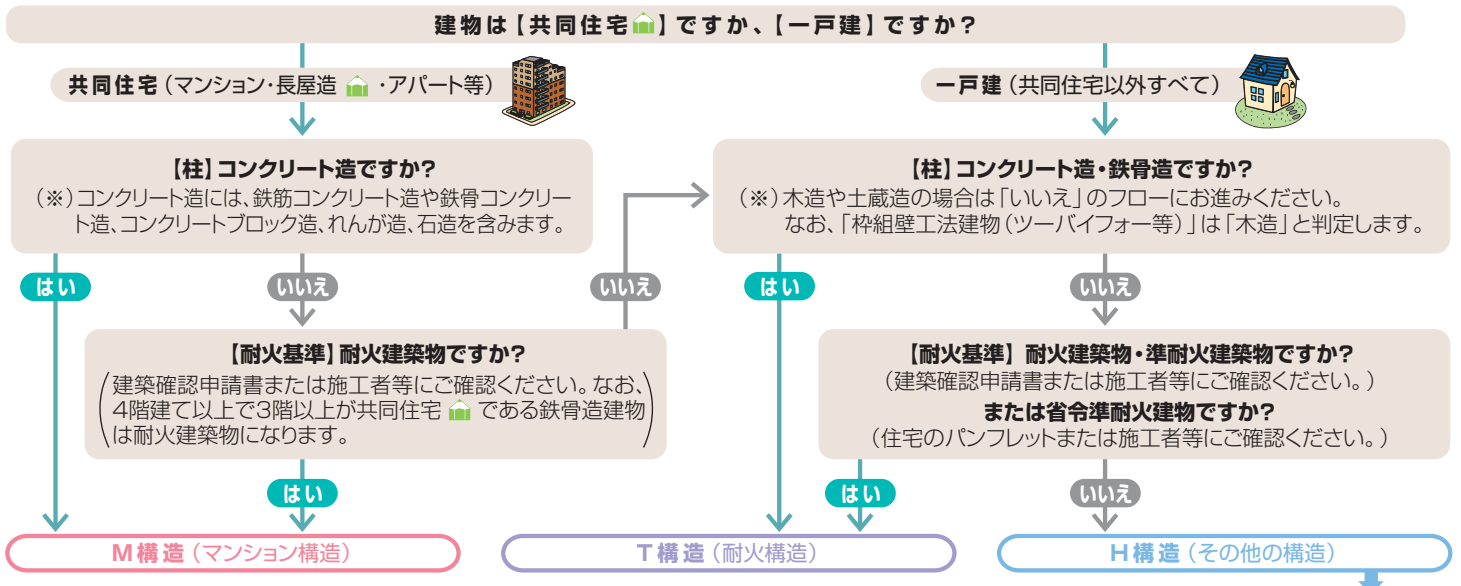
保険料を決定する要素の一つである「構造級別」を判定する際、お客様に建物の柱・屋根・外壁等のご確認をお願いして参りましたが、建材や工法の多様化に伴い、その確認が困難なものがあり、判定にお手間をおかけすることもございました。これを受け、「トータルアシスト住まいの保険」では、「構造級別」を3つの区分に整理し、【柱】の種類と建物の性能に応じた【耐火基準】により判定できるように見直しました。

新しい構造級別

構造級別	M構造 (マンション構造)	T構造 (耐火構造)	H構造 (その他の構造)	
主な建物	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート造の共同住宅 ● 耐火建築物の共同住宅 	<ul style="list-style-type: none"> ● コンクリート造*3 ● 鉄骨造 ● 耐火建築物*3 	<ul style="list-style-type: none"> ● 準耐火建築物 ● 省令準耐火建物 <p>*3 共同住宅の場合を除く</p>	
	安い	保険料		高い

構造級別判定フローチャート

以下のフローに従って、建物(家財等を収容する建物を含む)の「構造級別」を判定します。



上記フローで「H構造」と判定された場合で、以下のいずれかに該当する更新契約のときは、代理店または弊社までお申出ください。
 ①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」「コンクリートブロック造」「れんが造」または「石造」である建物 ②土蔵造建物

- ❗ 「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。特に【柱】が「木造」の場合、「構造級別」の判定にあたってはご注意ください。
- ❗ 建物の【柱】が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

3 「トータルアシスト住まいの保険」の補償内容

従来の火災保険

◎○△：補償します（詳細は、保険金支払方法欄をご覧ください。）
×：補償しません

従来の補償例						保険金支払方法		免責金額（自己負担額）		
個人財産総合保険						住火		住火		
A1	A4	X4	B4	Y	住火 店総	住火 普火				
○	○	○	○	○	○	○	損害額		なし	
○	△	△	△	○	△	△	損害額 - 免責金額		【○の場合】 0円・3万円・5万円・10万円から選択 ※個人財産総合保険Yパターンは3千円のみ。	
◎	○	○	○	×	△	×	損害割合	個人財産総合保険	住火 ^{*3}	なし
							30%以上	○	△	
							15~30%未満	○	△	
○	○	○	×	○	○	×	床上浸水	損害額	損害額×70%	なし
							15%未満	○	△	
○	○	○	×	○	○	×	損害額		なし	
○	○	×	×	○	×	×	損害額 - 免責金額		5千円・3万円・5万円から選択 ※家財については、1事故30万円または50万円限度で保険金をお支払いします。	

*1 「価額協定保険特約」をセットしたご契約の場合となります。
*2 個人財産総合保険では、地盤面[▲]より45cmを超える浸水の場合も、補償の対象となります。
*3 店舗総合保険の場合、水災リスクに対する保険金支払方法が異なります。



充実した補償内容となりました。

リスクや補償パターンによって異なっていた保険金支払方法を一本化し、実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします。

【保険金のお支払い内容】

支払保険金 = 損害額（修理費） - 免責金額（自己負担額）

！ 時価契約は、万一の事故の際には十分な補償が受けられない可能性があることから、「トータルアシスト住まいの保険」ではお取り扱いしておりません。

水災



復旧に十分な保険金のお支払いが可能になりました。
床上浸水、地盤面[▲]から45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合、実際の損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いて保険金をお支払いします。

風災^{ひょう} 雹災^{ひょう} 雪災^{ゆき}



損害額にかかわらずお支払いが可能になりました。
従来の火災保険では、20万円未満の損害に対しては保険金をお支払いできない場合がありましたが、「トータルアシスト住まいの保険」では、損害額に関わらず実際の損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いて保険金をお支払いします。

Total assist 住まいの保険

リスク



火災リスク

火災、落雷、破裂・爆発



風災リスク

風災、雹災、雪災



水災リスク

水災



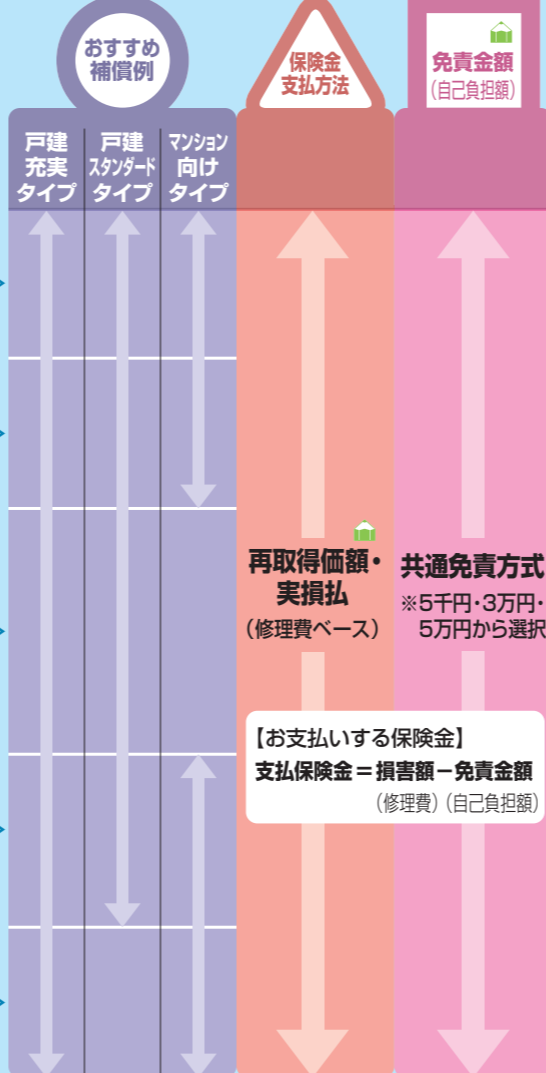
盗難・水濡れ等リスク

盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突など



破損等リスク

上記以外の偶発的な事故による破損など



！ 実際にご契約いただく補償内容は申込書でご確認ください。

4 家財ご契約方法の簡素化① 口数方式（1口：100万円）^{*4}を導入します。

従来は、お客様の家財を積算していただくか、家族構成および世帯主の年齢を基に算出する評価等にて家財の評価を行った上で、ご契約金額を決定していただいておりますが、家財のご契約方法を見直し、分かりやすい口数方式を導入しました。

口数方式とは…？

「1口：100万円」とし、お客様のご希望される支払限度額（保険金額）を口数で設定いただけます。

*4 併用住宅[▲]に収容されている「設備・什器」および「商品・製品」も、口数方式となります。

！ 「家財」「設備・什器」「商品・製品」の支払限度額（保険金額）は、お客様の所有の実態に合わせて適切な口数を設定してください。実態よりも多い口数を設定しても、保険料がムダになってしまいますので、ご注意ください。

設定いただく口数の目安については、代理店または弊社までお問い合わせください。



5 家財ご契約方法の簡素化② 高額貴金属等を自動補償します。

従来は、貴金属・宝石等について保険の対象とする場合、申込書に見積書等を付けて明記していただく必要がありました。「トータルアシスト住まいの保険」では、「家財」または「設備・什器」を保険の対象とした場合、「1事故あたり損害額100万円」まで、明記しなくとも高額貴金属等が自動的に保険の対象となります。^{*5}

高額貴金属等とは…？

「貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの」です。

！ 高額貴金属等のみを「トータルアシスト住まいの保険」でお引受けすることはできません。

！ 従来の火災保険で明記物件の対象であった「稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これに類するもの」は、高額貴金属等の対象外となり、「トータルアシスト住まいの保険」ではお引受けすることはできません。

*5 お支払いする保険金は、損害が生じた地および時における保険の対象と同等と認められるものの市場流通価額を基準としてお支払いします。

高額貴金属等の支払限度額（保険金額）を500万円または1000万円に増額することが可能な場合もございます。



6 保険期間について 住まいの保険・地震保険の保険期間を統一します。

住まいの保険

保険期間は1年から5年までの整数年^{*6}で設定してください。（6年以上の保険期間をご希望される場合は代理店または弊社にご相談ください。）
*6 保険の対象に「商品・製品」を含む場合は、保険期間は1年に限ります。

地震保険

住まいの保険の保険期間にあわせて設定します。

7 保険料の払込方法について 保険料の払込方法が、安心・簡単・便利なキャッシュレスになります。

住まいの保険の払込方法

主な払込方法は、以下のとおりです。（ご契約内容によって、ご利用いただけない払込方法があります。）

金融機関での口座振替による払込み ^{*7}	一時払 分割払 ^{*8}	コンビニエンスストア、郵便局等での払込取扱票による払込み	一時払
クレジットカードによる払込み	一時払 分割払 ^{*8}	請求書（銀行等での振込み）による払込み	一時払

*7 保険料は始期日の属する月の翌月から請求します。
*8 分割払には、月払・年払があります。このうち月払については、口座振替・クレジットカードによる払込みとも、5%の割増がかかります。

※お勤め先やご所属の団体等（団体と弊社の間で集金事務の委託契約を交わしている場合）を通じて集金する団体・集団扱も可能です。

地震保険の払込方法

払込方法および分割回数とも住まいの保険と同一となります。

さらに 免責金額（自己負担額）を統一しました。

リスクごとに異なっていた免責金額（自己負担額）の設定を見直し、すべてのリスク共通で免責金額（自己負担額）を設定する方式としました。免責金額（自己負担額）は、5千円・3万円・5万円からご選択いただけます。

さらに 各種費用保険金が自動補償になりました。

個人財産総合保険では、特約をセットすることにより「損害拡大防止費用」や「失火見舞費用」「水道管凍結修理費用」を補償していましたが、「トータルアシスト住まいの保険」では自動補償となります。



- 「損害拡大防止費用」とは、火災、落雷、破裂・爆発の事故によって、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な弊社所定の費用をいいます。
- 「失火見舞費用」とは、建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じたときの第三者への見舞費用をいいます。【1事故1世帯あたり50万円、1事故につき支払限度額（保険金額）×20%を限度とします。】
- 「水道管凍結修理費用」とは、建物の専用水道管が凍結によって滅失・破損または汚損し、修理したときの修理費用をいいます。【1事故あたり10万円を限度とします。】



● 免責金額（自己負担額）

お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。

● 地盤面

建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

● 再取得価額

保険の対象である建物や家財等を、修理・再築・再取得するために必要な修理費をベースに損害額を決定します。

● 普通保険約款

基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。

● 併用住宅

住居と、店舗や事務所等住居以外の用途の両方に用いられる建物をいいます。

● 家財

建物内（軒下を含みます。）に収容される、生活の用に供する家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。

● 共同住宅

一つの建物が1世帯の生活単位となる戸室を2以上有し、各戸室または建物に付属して各世帯が炊事を行う設備があるものをいいます。（長屋造を含みます。）

● 長屋造（テラスハウスを含みます。）

一つの建物が2以上の戸室に仕切られていて、かつこれらの戸室のいずれもが1世帯の生活単位として完全な設備（便所、炊事場を含みます。）をもち、玄関、階段、廊下を共同としない形式の建物をいいます。

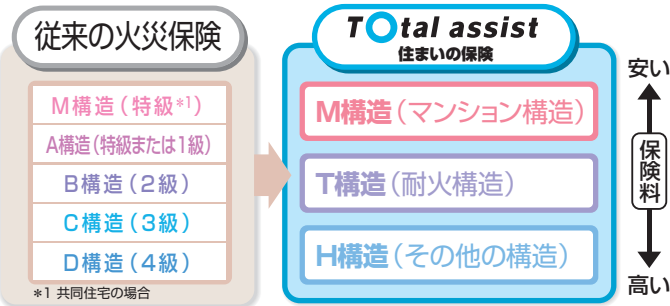
8 保険料改定の主なポイント

火災保険の保険料は、「構造級別」や「補償内容」等によって決まります。新商品「トータルアシスト住まいの保険」では、以下のとおり構造級別の簡素化や補償内容の拡充等の結果として、お客様のご契約の保険料が高くなる場合がございますが、何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

構造級別の簡素化

「トータルアシスト住まいの保険」では、構造級別を従来の「M・A・B・C・D構造」の5つの区分から、「M・T・H構造」の3つの区分に簡素化しました。これに伴い、従来の「A構造」、「B構造」の一部、「C構造」の一部のご契約については、保険料が高くなります。

「構造級別の移行イメージ」



補償内容の拡充

従来の火災保険では、風災リスクについては損害額が20万円以上にならないと保険金をお支払いできない場合や、水災リスクについては損害額に対して十分なお支払いができない場合があります。「トータルアシスト住まいの保険」では、保険金支払方法を「再取得価額 ■・実損払」に統一し、損害額や損害割合に関わらず保険金をお支払いできるようになりました。これに伴い、保険料が高くなる場合があります。

保険料割増引制度の廃止

割増引適用に際して、確認資料をご用意いただく等のお手間をおかけしていた引受方法を見直し、保険料割増引制度を廃止しました。これに伴い、従来の火災保険で割引を適用していた契約は、保険料が高くなる場合があります。なお、地震保険の各種割引に変更はありません。

廃止となる割増引の主なもの

耐火性能割引・耐風性能割引・省令準耐火割引・高機能住宅割引・家庭用スプリンクラー割引・住宅用防災機器割引・空地割引・消火設備割引・範囲料率割引・共同住宅割増・建築割増・危険品割増・動産割増・冷凍割増 等

9 その他ご注意いただきたいポイント

各種特約の改定・廃止

改定・廃止する各種特約のご確認をお願いします。

「トータルアシスト住まいの保険」では、分かりやすさの観点から特約のラインナップの整理を行い、引受方法の変更や特約の販売停止を行いました。廃止する特約につきましては、従来と同じ補償内容でのご契約ができなくなるケースがありますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。主な特約は右表のとおりです。

- *2 2008年1月末をもって、既に販売を停止させていただいております。
- *3 超過費用補償特約で補償していた臨時費用保険金以外の各種保険金（エコ対策費用保険金、特別費用保険金等）は、廃止となります。
- *4 類焼損害等補償特約で補償していた類焼傷害見舞費用は、廃止となります。
- *5 損害額（修理費）から免責金額（自己負担額）5千円を差し引いてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。

⚠ 臨時費用補償特約では、臨時費用保険金の支払限度額が「損害保険金×10%」（1事故あたり、保険の対象ごとに100万円限度）となります。

職業・作業割増の改定

職業割増（職業加算）については、従来あった約500種類の職業区分を13種類へ簡素化します。また、作業割増（作業加算）については、従来作業場の規模（動力・電力・作業人員）で適用の可否を判定しておりましたが、作業人員のみで判定する方法に変更します。

	主な特約名称	代替特約・商品・サービス名
改定	超過費用補償特約	臨時費用補償特約*3
	罹災時諸費用補償特約	臨時費用補償特約*3
	個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約
	個人賠償責任補償特約包括契約に関する特約	個人賠償責任補償特約（包括契約用）
	借家人賠償責任拡張補償特約	借家人賠償責任補償特約
廃止	借家修理費用補償特約	借家人賠償責任補償特約
	施設賠償責任補償特約	建物管理賠償責任補償特約
	類焼損害等補償特約	類焼損害補償特約*4
	持ち出し家財追加補償特約	携行品特約*5
	再築時諸費用補償特約*2	再築時諸費用補償特約*2
	建物機能回復費用補償特約*2	建物機能回復費用補償特約*2
	建物臨時賃借費用補償特約	建物臨時賃借費用補償特約
	ピックアップ等対応費用補償特約	ピックアップ等対応費用補償特約
	ドアロック交換費用補償特約	ドアロック交換費用補償特約
	交通傷害補償特約*2	交通傷害補償特約*2
傷害補償特約*2	傷害補償特約*2	
家賃拡張補償特約	家賃拡張補償特約	
		緊急時助かるアシスト
		交通傷害保険 等
		普通傷害保険、家族傷害保険 等
		企業総合保険（休業条項）

各種費用保険金の新設・廃止

普通保険約款 ■ でお支払いする各種費用保険金のうち、新設・廃止させていただいた主なものは下表のとおりです。

新設	再稼働のための試運転費用、復旧工事のための残業勤務・深夜勤務などの費用 等
廃止	庭木修理費用、建築確認申請手数料 等

このチラシは、新商品「トータルアシスト住まいの保険」の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり（約款）」に記載しておりますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合には、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番（事故受付センター）

事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間：24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。

0120-691-300

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/